

平成 29 年 第 10 回

柳川市農業委員会総会議事録

平成 29 年 10 月 10 日

柳川市農業委員会

第10回柳川市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年10月10日 午後2時～午後2時35分

場 所 大和庁舎 大会議室

出欠者 出席者 26名 欠席者 11名

議 題 議案第56号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第57号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第58号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第60号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第61号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

3. あっせん申出書の一部取下願について

出席委員（26名）

1番	龍	光	義	3番	猿	渡	昭	光	
4番	松	藤	正	之	7番	堤	保	久	
8番	小	宮	カヲル	9番	山	田	善	治	
10番	高	田	一	利	12番	梅	崎	和	弘
13番	椛	島	練	二	15番	大	淵	秀	樹
16番	梅	崎	武	秀	17番	田	中	政	寛
18番	野	口	秀	一	19番	太	田	英	介
21番	三小	田	由	勝	22番	江	崎	保	夫
23番	松	藤	和	彦	24番	松	藤	一	利
25番	津	村	利	正	26番	大	津	敏	男
27番	松	藤	政	義	28番	櫻	木	利	和
29番	田	中	満	義	32番	三	浦	榮	一
36番	吉	開	健	37番	新	開	延	孝	

欠席委員（11名）

2番	藤	吉	篤三郎	5番	田	中	雅	美	
6番	龍	繁	樹	11番	乘	富	日登士		
14番	高	田	學	20番	樽	見	哲	也	
30番	久	保	泰	道	31番	與	田	義	之
33番	藤	丸	正	勝	34番	島	添	茂	樹
35番	鶴	田	信	行					

本会議に出席した事務局職員

事務局長 石川 時宗

事務局次長 森田 由猪佳

事務局職員 田中 道博

午後2時 開会

○事務局長（石川時宗君）

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

起立、礼。着席願います。

本日は新開会長が出席でございますので、柳川市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となりますので、最後まで皆様方に御協力をよろしく申し上げます。

それでは、新開会長、よろしく申し上げます。

○議長（新開延孝君）

皆さんこんにちは。本日は農繁期の大変お忙しい中に、委員の皆様方、本日の総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、平成29年度は福岡県内で柳川市が年金加入重点地区に指定されています。それで、本日総会終了後に、農業者年金についての研修を福岡県農業会議の大倉武講師とJA中央会の牟田昭博講師を招いて行いますので、総会終了後に開会しますので、よろしくお願いいたします。

それから、もう一件ありますが、委員の皆さん方も御存じと思いますが、今月の10月27日は福岡県農業会議南筑後支部の研修会が大牟田ガーデンホテルで開催されますが、この研修会は、地域の農業振興と農業の地位向上を図り地域農業の発展に寄与することを目的に開催されるもので、委員の皆さんの実のある研修会で終わりますよう、研修会に御参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の出席委員は26名で定足数であります。よって、ただいまから平成29年第10回柳川市農業委員会の総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして議案を朗読させていただきます。

平成29年

第10回柳川市農業委員会総会議案

議案第56号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第57号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第58号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号

1. 農地転用計画変更申請について

議案第60号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第61号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出について
3. あっせん申出書の一部取下願について

その他

平成29年10月10日提出

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

○議長（新開延孝君）

今回提案しております案件は、議案第56号から議案第61号までの6件と報告3件であります。

本日の議事録署名委員に、15番大淵秀樹委員、23番松藤和彦委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第56号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積13平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員1名。所有面積62アール、耕作面積43アール。移転理由、受贈。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員1名。所有面積124アール、耕作面積105アール。移転理由、贈与。契約種類、贈与。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積374平米外1筆、合計760平米。自作。譲受人〇〇。世帯員、総員7名、稼働員3名。所有面積156アール、耕作面積173アール。移転理由、受贈。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積7アール、耕作面積7アール。移転理由、贈与。契約種類、贈与。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積410平米外1筆、合計464平米。自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員2名。所有面積41アール、耕作面積414アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員1名、稼働員ゼロ名。所有面積12アール、耕作面積12アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積345平米、自作。譲受人、〇〇。世帯員、総員3名、稼働員3名。所有面積105アール、耕作面積105アール。移転理由、経営拡大。譲渡人、〇〇。世帯員、総員2名、稼働員1名。所有面積34アール、耕作面積6アール。移転理由、経営縮小。契約種類、売買。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号2番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・贈与の申請であります。

申請番号3番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号4番は、〇〇さんが経営縮小のため、経営拡大を希望する〇〇さんへの所有権移転・売買の申請であります。代金は〇〇円。

申請番号1番から4番は、議案書にありますとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第56号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第56号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第57号

1. 農地法第4条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、農地法第4条の規定による許可申請があったので承認方同条第2項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙4条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,349平米。申請人、〇〇。転用目的、太陽光発電設備。所要面積1,349平米。立地条件、東・田（承諾あり）、西・田（承諾あり）

り)、南・雑種地、北・道路。転用詳細、太陽光発電設備建設のため。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、4条について補足説明を行います。

申請番号1番は、〇〇さんが申請地に太陽光発電設備を建設するための申請であります。
場所は別紙箇所図の1番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第57号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第57号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第58号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）を移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましても、別紙5条申請箇所図を一緒にごらんください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積285平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。所要面積285平米。契約種類、贈与。立地条件、東・宅地、西・田（承諾あり）、南・用悪水路、北・雑種地。転用詳細、駐車場建設のため。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積709平米外3筆、合計2,098平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。〇〇。転用目的、建て売り住宅7戸及び道路用地。所要面積2,098平米。契約種類、売買。立地条件、東・宅地、西・宅地、田（承諾あり）、南・道路、用悪水路、北・用悪水路、道路。転用詳細、建て売り住宅7戸及び道路用地建設のため。住宅敷地面積1,742.77平米、通路面積355.23平米、建築面積794.08平米。建ぺい率45%。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積2,080平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置き場及び駐車場。所要面積2,080平米。契約種類、賃貸借権の設定。立地条件、東・道路、西・用悪水路、南・宅地、北・宅地。転用詳細、資材置き場及び駐車場建設のため。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、建設業を営んでいる〇〇さんが申請地に駐車場を建設するための申請であります。契約の種類は贈与。場所は別紙箇所図の1番です。

申請番号2番は、〇〇さんが申請地に建て売り住宅7戸及び道路用地を建設するための申請であります。契約の種類は売買。代金は〇〇円。場所は別紙箇所図の2番です。

申請番号3番は、〇〇さんが申請地に資材置き場及び駐車場を建設するための申請であります。契約の種類は賃貸借権の設定。場所は別紙箇所図の3番です。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番、2番、3番の農地の区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地であり、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、本件はいずれも集落接続と

して設置されるものであるため、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第58号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第58号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第59号 農地転用計画変更申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第59号

1. 農地転用計画変更申請について

下記農地について農地転用計画変更の申請があったので承認方付議する。

こちらにつきましても、別紙農地転用計画変更の申請箇所図を一緒にごらんください。

①変更する土地。農地の所在、〇〇、地目・宅地、面積2,692平米。転用許可日、平成〇年〇月〇日、〇筑農第〇号-〇の〇。転用目的、事務所及び駐車場。

②変更する理由。事務所及び駐車場を事務所・駐車場・工場に変更するもの。

③当初事業計画と変更事業計画。事業の内容、当初計画、事業主、〇〇。着工、平成28年8月10日から、完工、平成29年3月30日。変更前計画内容、事務所198.92平米、駐車場2,493.08平米、合計2,692平米。変更計画、事業主、〇〇。着工、平成28年8月10日から、完工、平成30年3月31日。変更後計画内容、事務所198.92平米、駐車場1,850.85平米、工場642.23平米、合計2,692平米。

○事務局次長（森田由猪佳君）

それでは、農地転用計画変更について説明をいたします。

当初、〇〇さんが事務所及び駐車場を建設する目的で、平成28年7月25日に5条許可を受けておりました。しかし、ボーリング調査を行ったところ、地盤が弱かったため、事務所の建設位置を変更しなければならなくなったこと、また、医療機器メーカーから新たな部品製造の相談を受けており、既存の工場では対応できず、転用許可を受けた敷地内に新規工場を建設するため、計画変更を申請するという理由でありました。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第59号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第59号については提案どおり承認することに決定いたしました。

次は、議案第60号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第60号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地目・田、面積1,982平米外5筆。申出人、〇〇。理由、平成29年9月11日申し出（経営縮小のため）。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の1番は東宮永地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。議案第60号の申請番号1番は2番藤吉篤三郎委員、5番田中雅美委員、10番高田一利委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案のあっせん委員に、申請番号1番は先ほどの3名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第60号については先ほどの3名の委員を指名することに決定いたしました。

次は、議案第61号 柳川市農用地利用集積計画についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いします。

○事務局（田中道博君）

議案第61号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙、農用地利用集積事業公告概要表を一緒にごらんください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、平成29年10月11日。

1. 所有権移転関係。利用権の種類、所有権移転。地目別、田。農用地の利用内容、水田として。面積1万4,191平米。筆数12筆。売り手4名、買い手1名。

裏面をごらんください。

各筆明細。所有権を移転する土地、所在地、〇〇。現況、田。面積2,819平米外1筆。合計5,639平米。所有権を移転する者（売り手）、住所、〇〇。氏名、〇〇。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも平成29年10月25日。対価〇〇円外1筆、合計〇〇円。対価の支払方法、〇〇。所有権の移転を受ける者（買い手）、整理番号1番、住所、福岡市中央区天神4丁目10-12。氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、倉重博文。外3件です。

以上、今回付議された農地利用集積計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第61号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（新開延孝君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（新開延孝君）

賛成全員であります。よって、議案第61号については提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いします。

○事務局（田中道博君）

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

こちらにつきましては、合意解約に関する内容です。

受理番号1番、受理月日、平成29年8月25日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積467平米外1筆、合計1,441平米。賃貸人、〇〇、賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇。摘要条項、農地法第18条第6項の規定による通知。備考、離作料なし（利用権設定）。外29件です。

11ページをごらんください。

2. 農地の使用貸借権設定解約届出について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年8月24日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積700平米。使用貸人、〇〇。使用借人、〇〇。摘要条項、農地法第3条の許可に伴う使用貸借権設定解約。備考、解約日、平成29年8月22日。外11件です。

13ページをごらんください。

3. あっせん申出書の一部取下願について

下記農地について、あっせん申出書の一部取下願を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、平成29年8月31日。農地の所在、〇〇、地目・田、面積135平米。願出人、〇〇。備考、平成〇年〇月〇日付で農地のあっせん申し出書を提出していましたが、1筆を自己都合により取り下げます。

以上です。

○議長（新開延孝君）

以上で議案及び報告は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第10回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。本日はまことにありがとうございました。

午後2時35分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年10月10日

柳川市農業委員会会長 新 開 延 孝

会議録署名委員 大 淵 秀 樹

〃 松 藤 和 彦